

～ため池の安全・安心を目指して～

総務省東北管区行政評価局が、平成28年8月から岩手行政評価事務所と共同で、岩手県、宮城県及び秋田県のため池の安全管理について調査した結果、①安全対策、②防災・減災対策、③保全（維持）管理が不十分なものがみられました。当局は5月29日、農林水産省東北農政局に対して、県、市町村、ため池の施設管理者に改善を促すよう通知しました。

＜ため池とは＞

- ▶ ため池は、農業用水を確保するために、水を蓄え取水できるよう人工的に造成されたもので、全国に約20万か所、そのうち東北地方には約1万8,000か所あります。その多くは、土地改良区等の農業者を主体とした組織により管理されています。
- ▶ ため池の多くは江戸時代以前に築造され、老朽化が進んでいます。東日本大震災の際、東北地方では、多くのため池で堤体の亀裂等の損傷が生じており、ため池によっては決壊して農地、家屋等に被害をもたらし、人的被害も発生しています。
- ▶ また、近年の集中豪雨等のため、決壊等による被災リスクが増加しているほか、ため池周辺では、都市化や農家・非農家の混住化が進んでいるところも多く、水難事故の危険性も増加しています。

＜日常の危険の防止～安全対策～＞

- ▶ 3県にあるため池のうち119か所を現地調査した結果、転落事故を防止するための安全柵が設置されていない、進入を防止するための立て看板が設置されていないなど、安全対策が不十分なものが79か所（66.4%）でみられました。

＜災害時の危険の防止～防災・減災対策～＞

- ▶ 農林水産省は、ため池の防災・減災対策を推進するため、受益面積0.5ha以上のため池について老朽度等を一齐点検するよう、都道府県に要請するとともに、点検の結果、決壊した場合に影響を与えるおそれがある「防災重点ため池」については、県及び市町村にハザードマップの作成・周知を要請しています。
- ▶ しかし、宮城県のため池台帳に記載されているため池4,426か所のうち、一齐点検の対象になっていない727か所の中から317か所について調査した結果、現在もため池として使用されているものが158か所（49.8%）みられ、これらの中には豪雨により堤体が被災しているものもみられました。
- ▶ ハザードマップについては、宮城県では防災重点ため池47か所全てについて、岩手県では43か所の9割に当たる39か所について、作成されていませんでした。秋田県では、343か所の7割に当たる238か所で作成されていましたが、うち181か所で公表されていませんでした。

＜保全（維持）管理＞

- ▶ 現地調査したため池119か所のうち、ため池の堤体に亀裂、陥没等がある、草刈りが行われず漏水や亀裂があっても確認しにくいなど、保全（維持）管理が不十分なものが92か所（77.3%）でみられました。
- ▶ ため池の保全管理体制が、農業者の高齢化や農家戸数の減少のため脆弱化が懸念される中、地域住民や多様な組織の参画が求められます。

1 日常の危険の防止～安全対策～

調査結果

ため池の実態

調査対象3県・12市町村* にあるため池のうち119か所を調査。そのうち安全対策が不十分なものは79か所(112事例)・66.4%で、その具体的事例は以下のとおり。

* 岩手県、宮城県、秋田県、花巻市、一関市、奥州市、金ケ崎町、仙台市、大崎市、大和町、大衡村、秋田市、横手市、由利本荘市、大仙市

【事例1】安全柵が設置されていない(30事例)



【事例2】安全柵に破損箇所や隙間がある(21事例)



【事例3】安全柵の扉が施錠されていない(13事例)



【事例4】進入防止の立て看板が設置されていない(34事例)



【事例5】立て看板が判読できない(11事例)



【事例7】作業用手すりが腐食している(2事例)



【事例6】死亡事故が起きたのに安全ネットも救助用浮輪も設置されていない(1事例)



＜赤丸の箇所転落死亡事故が発生＞

(参考)



＜赤丸の箇所を道路から撮影＞



＜救助用浮輪が設置されている他のため池＞

施策の実施状況

12市町村中8市町村で、安全管理に関する農林水産省の通知等が、施設管理者に周知されていない。

通知事項

安全管理に関する農林水産省の通知等が施設管理者に確実に行き渡るよう、徹底を図ること。

2 災害時の危険防止～防災・減災対策～

調査結果

ため池の実態

農林水産省は、受益面積0.5ha以上のため池を一斉点検するよう、都道府県に要請しているが、点検対象であるのに点検が実施されず、以下のとおり被災しているのがみられる。

【事例8】一斉点検の対象から漏れ、その後、豪雨のため周囲の土地が崩落



【事例9】一斉点検の対象から漏れ、その後、豪雨のため周囲の山が崩落



【事例10】一斉点検の際、所在不明として点検されずその後、豪雨のため堤体が決壊



【事例11】一斉点検の際、所在不明として点検されずその後、豪雨のため堤体が損傷



施策の実施状況

(1) 一斉点検漏れ

農林水産省は、受益面積0.5ha以上のため池について、老朽度等の一斉点検を都道府県に要請。

宮城県は、受益面積0.5ha以上のため池が4,426 か所であるのに対し、一斉点検の対象は3,699 か所。

727か所について点検漏れの可能性。このため調査した4市町村で、一斉点検の対象外となっていた317か所を調査。約半数の158か所が現在も利用中

(2) ハザードマップの作成

農林水産省は、一斉点検の結果、決壊した場合に影響を与えるおそれがあると考えられる「防災重点ため池」について、県及び市町村にハザードマップの作成*・周知を要請。

【宮城県】

47か所全てについて未作成。

【岩手県】

43か所中39か所・90.7%について未作成。

【秋田県】

343か所中238か所・69.4%について作成しているが、うち181か所・76.1%について、「住民の不安をおおりにたくない」、「地価が下落するおそれがある」などとして未公表。

* 調査時点(平成28年12月)の状況であり、農林水産省の平成28年9月の通知では全ての「防災重点ため池」について平成32年度までに作成するよう要請。

通知事項

- ① 点検すべきであるにもかかわらず未実施のため池については、早急に点検するよう、県、市町村に促すこと。
- ② 防災重点ため池についてハザードマップ未作成の市町村に対し、作成するよう助言するとともに、作成したハザードマップの速やかな公表を促すこと。

3 保全(維持)管理

調査結果

ため池の実態

調査対象119か所のため池のうち、保全(維持)管理が不十分なものは92か所(187事例)・77.3%で、その具体的事例は以下のとおり。

【事例12】堤体に亀裂、陥没、崩落等がある(28事例)



【事例13】繁茂した草や樹木のため、堤体の漏水や亀裂が確認しにくい(30事例)

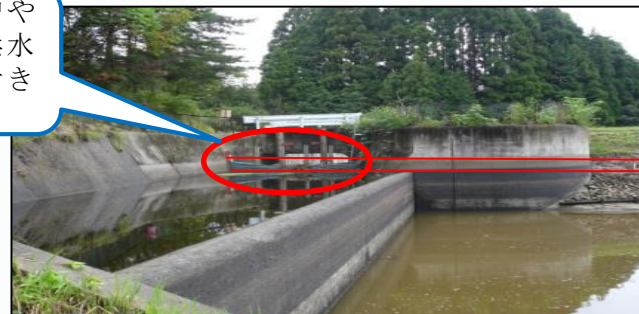


【事例14】洪水吐*に亀裂、崩落がある(11事例)



【事例15】貯水量を増やすため洪水吐*に土のうを積んだり、板でせき止めている(10事例)

貯水量を増やすため、洪水吐を板でせき止めている。



板で約60cmかさ上げした貯水位置

本来の貯水位置

【事例16】洪水吐*等に土砂が堆積していて、排水能力を低下させるおそれがある(35事例)



【事例18】管理道路が損壊している(12事例)



* 洪水吐とは、大雨時に貯留水が堤体を乗り越えて流れないように、ため池に流入した水を安全に流下させるための施設である。

(注) 上記のほか、ため池の水位調整管理が行われていない(5事例)、取水設備に流木等がある(5事例)ものがみられた。

【事例17】倒木等があり、豪雨の際に流れて、洪水吐*を破損するおそれがある。(41事例)



【事例19】取水操作ハンドルが施錠されていないなど、部外者に操作されるおそれがある(10事例)



背景

- 受益農家の減少や高齢化に伴い、ため池の保全管理体制の脆弱化が懸念されている。
- 農業者以外の地域住民やNPOなど多様な組織も参画し、市町村も支援する保全管理組織が整備されていない。

通知事項

- ① ため池の日常管理と定期的な点検を励行し、適切に保全管理されるよう、市町村と施設管理者に助言すること。
- ② 地域全体で適切な保全管理活動を継続させるため、農業者以外の地域住民や多様な組織の参画と市町村の支援が図られるよう、施設管理者に助言すること。